仲介人に関する規則

仲介人の定義

有償又は無償の如何にかかわらず、クラブとの選手契約の締結を目的として選手若しくはクラブのために 交渉する、又は、移籍合意を目的としてクラブのために交渉する自然人であり、第3条に基づき本協会に仲 介人として登録された者をいう。なお、仲介人は本人のための法律行為を代理する権限を有するものではな く、仲介人の法律行為は、本人に帰属しないものとする。

(適用範囲)

- 第1条 本規則は、定款第50条に基づき、仲介人に関して定めるものであり、以下のいずれかの行為(以下、「取引」という。)を目的として選手又は本協会に加盟するクラブから依頼を受けて行う仲介人による契約締結のための交渉及びその他の行為に関し、適用される。なお、選手又は本協会に加盟するクラブが仲介人に依頼するために締結する契約の種類又は契約書の名目にかかわらず、本規定は適用されるものとする。
 - (1) 選手と本協会に加盟するクラブ間の選手契約の締結
 - (2) 二つのクラブ間の移籍合意
- 2 本規則は、仲介人との協働に関するFIFA規則(FIFA Regulations on Working with Intermediaries、以下「FIFA規則」という)に基づき定められるものである。
- 3 本規則は、選手契約および移籍合意の有効性には影響を与えないものとする。

(基本原則)

- 第2条 選手及びクラブは、取引をする際、仲介人を利用することができる。
- 2 選手及びクラブは、仲介人の選任及び利用にあたり、相当な注意を払わなければならない。これには、 仲介人に本規則を遵守させることを含む。
- 3 仲介人となろうとする者は、第3条に従って仲介人として登録されなければならず、また、仲介人が取引に関与する場合には、第3条に従って登録されなければならない。
- 4 仲介人の行為は、取引に関する通常の契約交渉に限定される。但し、契約交渉が事件性を有する場合又は事件性を有することが予見される場合は、弁護士以外の仲介人は関与してはならず、弁護士以外の仲介人は直ちに行為を中止しなければならない。

(仲介人登録)

- 第3条 仲介人となろうとする者は、本協会が定める仲介人宣誓書及び登録申請書に記入及び署名し、本協会に提出し、仲介人として登録されなければならない(以下、「仲介人登録」という)。
- 2 仲介人になろうとする者が法人(その他団体を含む)の業務として仲介人の活動を行う場合(雇用契約、 委託契約等を問わない)、同人の登録と同時に、当該法人(以下、「所属する法人」という。)は本協会 に登録しなければならない。当該法人は同人の仲介人活動を管理監督する義務を負う。
- 3 仲介人は、原則として、選手又はクラブとの仲介人契約の締結に先立ち、仲介人登録されなければならない。
- 4 仲介人登録の有効期間は、登録日より当該年度の末日(3月31日)までとする。有効期間満了後は、 仲介人登録を再度申請し、登録されなければならない。
- 5 仲介人登録のための手数料は、以下のとおりとする。

初回の登録: 一年度あたり10万円(税別)

次年度以降の登録: 一年度あたり3万円(税別)

- 6 以下の各号に該当する者は、仲介人登録をすることができない。
 - (1) FIFA、大陸連盟、本協会、Jリーグ、クラブ、各国協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会又は各種の連盟(外国における同様の組織を含む)の役員、職員、各種委員会の委員、審判、監督、コーチ、チームスタッフ又はその他これに類する職務若しくは地位にある者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
 - (4) 刑罰法規に抵触する行為(過失犯及び交通法令違反を除く)を行なった者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力 的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
 - (6)破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の 構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
 - (7)組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ず

る者及びこれらの者と取引のある者

- (8) 米国財務省外国資産管理局(OFAC) SDNリスト、国連統合リスト及びその他政府機関等の制裁リストに掲載がある者
- (9) 前各号のほか、選手又はクラブのために交渉する者として相応しくないと本協会が認めた者
- 7 仲介人が、仲介人登録後に前項各号に該当した場合、本協会は、何らの催告を要さずに、同人の登録を 抹消するものとする。
- 8 本協会は、本条に定める仲介人登録の申請をした者に対して、登録の完了又は拒絶を通知するものとする。ただし、本協会が登録を拒絶した場合であっても、本協会はその理由を通知しないものとし、また、仲介人は何らの異議も申し立てることはできない

(個別登録)

- 第4条 選手及びクラブは、仲介人が個別の取引に関与する毎に、次項以下に従い、本協会に登録しなけれ ばならない(以下、「個別登録」という。)。
- 2 個別登録は、仲介人登録が完了している場合のみなされるものとする。
- 3 本規則第1条1項1号に該当する取引に仲介人を利用する選手又はクラブは、当該取引(選手契約)の 締結後速やかに、本協会に対し、仲介人宣誓書、当該仲介人との間で締結した仲介人契約書、締結された 選手契約書及びその他本協会が指定する文書を提出しなければならない。現在所属するクラブとの選手契 約の再交渉に仲介人を利用する選手又はクラブも、同様にこれらの提出義務を負う。
- 4 本規則第1条1項2号に該当する取引に仲介人を利用するクラブは、当該取引(移籍合意)の締結後速 やかに、本協会に対し、仲介人宣誓書、当該仲介人との間で締結した仲介人契約書、締結された移籍合意 書及びその他本協会が指定する文書を提出しなければならない。
- 5 本条に定める選手及びクラブによる個別登録は、取引が生じる毎に行われなければならない。
- 6 仲介人は、当該選手又はクラブに代わり本条に定める個別登録に関する手続きを行うことができる。
- 7 本条に定める個別登録に関する手続きは、本協会が別途定める「仲介人の登録に関する運用基準」に従 うものとする。

(個別登録の必要条件)

- 第5条 本協会は、選手及びクラブから第3条に基づく関連書類の提出を受けた場合において、当該仲介人が第3条6項各号に該当しないことを確認できた場合のみ個別登録を認めるものとする。
- 2 前項の目的のため、選手及びクラブは、仲介人が第3条6項各号のいずれにも該当しないことを本協会 に対して証明する義務を負う。
- 3 選手及びクラブは、当該仲介人をして本協会が定める仲介人宣誓書に署名させ、これを本協会に提出しなければならない。仲介人宣誓書の内容に虚偽があった場合、選手及びクラブは、当該仲介人と連帯して責任を負うものとし、第13条に従う懲罰の対象となる。
- 4 選手及びクラブは、仲介人と締結した仲介人契約書を、個別登録をする際に本協会に預託しなければならない。

(特記事項)

- 第6条 仲介人は、選手及びクラブのために相手方の選手又はクラブと契約交渉するに先立ち、当該相手方の選手又はクラブに対して、自らが本人のためにする権限を有することを証明し、かつ、本人のためにすることを明示する義務を負う。
- 2 選手及びクラブは、仲介人が本人のために相手方の選手又とクラブと契約交渉するのに先立ち、相手方の選手又はクラブに対して、当該仲介人が本人のために交渉する者であることを明示する義務を負う。
- 3 選手契約書又は移籍合意書に仲介人の氏名及びその署名が記載されていない場合、当該取引に当該仲介 人は関与しなかったものとみなされる。
- 4 仲介人は、自己の過失に起因して依頼人(選手又はクラブ)又は取引の相手方に与えた損害を補填する ための適切な保険に加入することが推奨される。

(仲介人契約)

第7条 選手及びクラブと仲介人の法律関係は、仲介人がその行為を開始する前に、仲介人契約(契約の種類又は契約書の名目を問わず、選手又はクラブが仲介人に対して取引のための交渉を依頼することを内容とする一切の契約を意味する。以下、同様。)において明示されていなければならない。仲介人契約書には、最低限の事項として、契約当事者の氏名又は名称、役務の範囲、契約期間、仲介人に支払われる報酬(名目を問わず、仲介に支払われる一切の金銭を意味する。以下、同様。)、支払条件、契約締結日及び契約の解除に関する条項並びに両当事者の署名が含まれなければならない。選手が未成年の場合には、当

該選手の法定代理人が仲介人契約書に署名しなければならない。

- 2 仲介人契約の契約期間は、最長で2年間とする。なお、仲介人契約において、契約期間が自動的に更新 又は延長される条項を定めることはできない。
- 3 選手及びクラブは、仲介人と仲介人契約を締結した場合であっても、当該仲介人の援助なしに自ら選手契約又は移籍に関する契約交渉をクラブ又は選手との間で行い、選手契約を締結し又は移籍合意することができるものとする。仲介人は、選手及びクラブのかかる権利を制限するような仲介人契約を選手及びクラブとの間で締結してはならない。
- 4 選手、クラブ及び仲介人は、仲介人契約を契約期間の終了前に解除した場合、速やかに本協会に報告しなければならない。
- 5 選手、クラブ及び仲介人は、仲介人契約を締結する場合、原則として、本協会が定める標準仲介人契約書を用いなければならない。なお、追加的な合意書によって標準仲介人契約書を補完することができるものとするが、当該合意書は本協会の諸規則および日本の法令を遵守したものでなければならない。

(開示と公表)

- 第8条 選手及びクラブは、本協会に対し、仲介人に支払った又は支払う予定の、すべての合意済みの報酬について、その性質を問わず詳細を開示しなければならない。加えて、選手及びクラブは、本協会、Jリーグ、各国協会、大陸連盟及びFIFAによる調査のために、本規則により開示を義務付けられる仲介人契約以外に、仲介人又は同人が所属する法人との間で締結した契約書、合意書、その他関連文書、記録及び情報を、本協会からの要請に応じて開示しなければならない。選手、クラブ、仲介人及び同人が所属する法人は、これらの文書及び情報を開示するよう合意しなければならない。
- 2 仲介人及び同人が所属する法人は、前項に定める開示義務を、選手又はクラブと連帯して負うものとする。
- 3 選手及びクラブは、選手の登録のために、前項に定めるすべての関連書類を選手契約書又は移籍合意書 に添付するものとする。選手及びクラブは、取引において仲介人を利用した場合、締結された選手契約書 又は移籍合意書に当該仲介人の氏名及び署名を記載するものとする。
- 4 本協会は、毎年5月末に、個別登録された仲介人の氏名、各仲介人が関与した個々の取引、選手及びクラブが仲介人に実際に支払ったすべての報酬の合計金額を、本協会の公式ウェブサイトで公表するものとする。なお、公表すべき報酬の合計金額は、本協会に登録されたすべての選手が仲介人に支払った報酬の総額と各クラブが仲介人に支払った報酬のクラブごとの総額とする。
- 5 本協会は、本規則に違反する取引に関する一切の情報を公開することができる。

(仲介人に対する支払い)

- 第9条 仲介人に支払われるべき報酬は、金銭による支払いのみとする。
- 2 仲介人を利用する選手は、当該仲介人が締結に関与した選手契約の基本報酬額に基づいて計算した報酬を支払うものとする。
- 3 仲介人を利用するクラブは、当該取引の成立に先立って仲介人と合意した報酬を一括払いの方法により 支払うものとする。なお、別段の合意がある場合には、分割払いの方法も許されるものとする。
- 4 本協会は、仲介人に支払うべき報酬に関する推奨事項として以下を定める。
 - (1)選手が、当該選手のためにクラブとの選手契約の交渉をした仲介人へ支払うべき報酬の総額は、取引(選手契約の締結)1件あたりについて、当該選手契約の契約期間における基本報酬総額の3%を超えてはならない。
 - (2) クラブが、当該クラブのために選手との選手契約の交渉をした仲介人に支払うべき報酬の総額は、 取引(選手契約の締結) 1件あたりについて、当該選手契約の契約期間における基本報酬総額の3% を超えてはならない。
 - (3) クラブが、当該クラブのために移籍合意の交渉をした仲介人に支払うべき報酬額の総額は、取引(移籍合意)1件あたりについて、当該移籍に関して支払われた移籍補償金の3%を超えてはならない。
- 5 クラブは、移籍補償金、トレーニング補償金及びFIFAの規則に定めるトレーニング補償金(Training Compensation)並びに連帯貢献金(Solidarity Contribution)等の選手の移籍に伴い生じる各種補償金について、仲介人に対して支払ってはならず、また、これらの支払いを仲介人に行わせてはならない。さらに、クラブは、移籍補償金又は選手の将来の移籍価値に関する何らかの権利又は権益を仲介人に保有させてはならず、かつ、仲介人に対して、あらゆる債権の譲渡をしてはならない。
- 6 仲介人に対する報酬の支払いは、当該仲介人の依頼人(クラブ又は選手)から当該仲介人に対して行われるものとし、依頼人以外の者による仲介人への報酬の支払は、いかなる場合であっても禁止されるもの とする
- 7 FIFA、大陸連盟、本協会、Jリーグ、クラブ、各国協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会 会又は各種の連盟の役員、職員、各種委員会の委員、審判、監督、コーチ、チームスタッフ又はその他こ

れに類する職務若しくは地位にある者は、取引に関して選手又はクラブから仲介人に支払われた報酬の一部又は全部を仲介人から受領してはならない。これに違反した個人には懲罰が科される。

8 選手又はクラブは、取引に際して仲介人を利用した選手が18歳未満である場合、仲介人に対して報酬 を支払ってはならない。

(利益相反)

- 第10条 選手及びクラブは、仲介人の利用に先立ち、選手、クラブ及び仲介人のいずれについても利益相反 の関係が存在しないことを確認するよう合理的に努力しなければならない。
- 2 仲介人は、選手又はクラブの事前の承諾がある場合であっても、同一の取引について、取引の相手方の 仲介人となることはできない。
- 3 仲介人は、選手又はクラブの事前の許諾がある場合であっても、仲介人と同一の法人に属する他の者が 仲介人として関わる取引について、取引の相手方の仲介人となることはできない。
- 4 仲介人及び同人が所属する法人は、クラブ、Jリーグ、本協会、各国協会、大陸連盟又はFIFAとの間に、直接間接を問わず、利益相反につながるおそれのある契約を締結してはならない。仲介人及び同人が所属する法人は、その活動において、選手及びクラブに対し、Jリーグ、本協会、各国協会、大陸連盟又はFIFAとの間に何らかの契約関係が存在することを直接又は間接を問わず示唆してはならない。
- 5 仲介人及び同人が所属する法人は、直接間接を問わず、クラブの権益(株主権を含むがこれに限られない。以下同様。)の全部又は一部を保有してはならない。
- 6 選手、クラブ、クラブ役職員及び監督は、直接間接を問わず、仲介人が所属する法人の権益の全部又は一部を保有してはならない。
- 7 仲介人及び同人が所属する法人は、直接間接を問わず、取引(選手契約又は移籍合意)に関して、依頼 人以外の選手若しくはクラブ、クラブ役職員又は監督に対して、何らかの権益、経済的利益、サービス又 は優遇的取扱い(以下、「利益」と総称する。)を与えてはならず、かつ、そのような申し出を行なって はならない。依頼人以外の選手若しくはクラブ、クラブ役職員又は監督は、これらの申し出を受諾しては ならず、かつ、これらの利益を享受してはならない。
- 8 仲介人及び同人が所属する法人は、直接間接を問わず、選手の登録又は移籍に関する権利及び選手の経済的権利(選手の将来の移籍によって発生する移籍補償金に関する権利及び選手の肖像の利用に関する権利を含むがこれに限られない。)を保有してはならない。
- 9 前4項における「間接」とは、禁止対象とされている者による直接の行為ではなく、同人の配偶者、子、 親、兄弟姉妹又は同人若しくは同人が所属する法人が権益の一部若しくは全部を有する他の法人が、禁止 対象の行為をすることを意味する。

(禁止事項)

- 第11条 仲介人は、誠実に契約交渉するものとし、契約交渉において、虚偽又は誤解若しくは誤導させる事 実を告げてはならない。
- 2 選手、クラブ及び仲介人は、選手が特定の仲介人と仲介人契約することを選手契約の締結又は移籍合意の条件としてはならない。
- 3 仲介人は、選手契約を期間満了前に解除させる又は選手契約に規定された義務に違反させる目的をもって、選手に接触してはならない。選手による正当事由のない義務違反に関与した仲介人は、当該義務違反を惹起させたものと推定されるものとする。
- 4 仲介人は、仲介人契約が期間満了前に解除された場合であっても、依頼人(選手又はクラブ)に対して、 不合理な損害賠償金を請求してはならない。
- 5 仲介人は、16歳未満の選手と仲介人契約を締結してはならない。将来において契約を締結する意図を持って当該選手と接触することも禁じられる。
- 6 仲介人は、自ら又は第三者を利用して以下の行為を行なってはならない。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する 行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(監督等との代理契約等に関する特別規定)

第12条 クラブ (日本又は外国の全てのカテゴリーの代表チームを含む。) の監督、コーチ又は役職員(以下、「監督等」という。) が仲介人又は同人が所属する法人と代理契約、マネージメント契約又はその他

- の契約を締結し、又は既に締結している場合、当該監督等及び仲介人は、本協会に対し、速やかに当該契 約関係を報告しなければならない。
- 2 仲介人、同人と同一の法人に属する他の仲介人又は同人が所属する法人が、クラブの監督等と何らかの 契約を締結している場合、当該仲介人は、選手のためにする同クラブとの契約交渉において、当該契約の 存在を理由に、不当な影響力を行使してはならず、又は、選手に対し、当該契約の存在を理由に同人との 仲介人契約の締結を誘引してはならない。

(懲罰)

- 第13条 本協会規律委員会は、仲介人に関するあらゆる事項に関し、本規則、本協会の諸規則、その他本協会の指示・命令等に違反し又はこれらを遵守しなかった選手、クラブ、仲介人及び監督等に対して、司法機関組織運営規則、懲罰規程及び本規則に従い、懲罰を科すことができる。
- 2 前項に関し、仲介人がその所属する法人の業務に関して違反行為を行った場合には、同人に対して懲罰を科するほか、同人が所属する法人に対しても懲罰を科すことができる。ただし、その法人に過失がなかったときは、この限りではない。
- 3 本協会は、仲介人に懲罰を科した場合、これを公表するものとする。また、当該懲罰の効力を全世界に 拡張するため、本協会はFIFAにこれを通知するものとする。
- 4 仲介人及び同人が所属する法人は、本規則に定める仲介人登録により、本協会の管轄に服するものとする。
- 5 本協会事務局は、本協会の規律委員会に対して、いつでも、仲介人の懲罰に関する調査及び審議を依頼 することができるものとする。
- 6 規律委員会は、前項に定める本協会事務局による依頼を受けるか、又は、その職権により、仲介人の懲罰に関する調査及び審議を開始するものとする。
- 7 本協会事務局は、本条第1項に該当する、又は、該当することが疑われる選手、クラブ、仲介人、同人が所属する法人及び監督等に対し、警告を発する等して是正を求めることができる。本協会事務局は、仲介人による違反行為又は不遵守が明白かつ重大な場合は、規律委員会の決定までの期間について、同仲介人に対して暫定的な活動停止を命じることができる。

(沙正)

第14条 本規則の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

(施行)

- 第15条 本規則は2015年4月1日から施行する。
- 2 本規則の施行に伴い、本協会の選手エージェント規則(2012年4月1日施行)は廃止され、発行済の本協会の認定選手エージェントのライセンスは直ちに効力を失う。

〔改正〕

- 2015年 4月 9日
- 2017年 4月13日
- 2019年 1月16日
- 2019年 2月 7日
- 2020年11月19日
- 2022年 2月10日